

平成 19 年度第 12 回定例会

町田市教育委員会会議録

- 1、開催日 平成 20 年（2008 年）3 月 14 日
- 2、開催場所 第三、第四会議室
- 3、出席委員
- | | |
|-------|---------|
| 委 員 長 | 富 川 快 雄 |
| 委 員 | 名 取 紀美江 |
| 委 員 | 井 関 孝 善 |
| 委 員 | 岡 田 英 子 |
| 教 育 長 | 山 田 雄 三 |
- 4、署名委員
- | | |
|-----|--|
| 委員長 | |
| 委 員 | |
- 5、出席事務局職員
- | | |
|----------------|---------|
| 学校教育部長 | 安 藤 源 照 |
| 生涯学習部長 | 荒 木 純 生 |
| 教育総務課長 | 老 沼 誠 |
| 教育総務課管理主幹 | 馬 場 昭 乃 |
| 施設課長 | 金 子 敬 |
| 施設課主幹 | 梅 村 文 雄 |
| 学務課長 | 松 村 信 一 |
| 指導課長 | 梅 原 哲 |
| 指導課教育センター担当課長 | 田 原 克 人 |
| 指導課副参事 | 飯 島 博 昭 |
| 指導課主幹 | 田 後 毅 |
| 統括指導主事 | 澤 井 陽 介 |
| 指導主事 | 鈴 木 淳 |
| 社会教育課長 | 天 野 三 男 |
| 社会教育課市民大学担当課長 | 砂 田 勉 |
| 社会教育課副参事（管理主幹） | 細 野 信 男 |
| スポーツ課長 | 加 藤 一 美 |

図書館長	手嶋孝典
博物館副館長	畠山豊
博物館主幹	松本司
公民館長	落合忠繁
ひなた村所長	小川和明
ひなた村主幹	谷澤繁
大地沢青少年センター所長	深澤泉
国際版画美術館副館長	藤川満正
書記	小針敏男
書記	福元貞栄
速記士	大前むつみ

(マキ朝日データサービス)

6、提出議案及び結果

議案第 61 号	町田市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について	原案可決
議案第 62 号	町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について	原案可決
議案第 63 号	町田市教育委員会職員の職名に関する規則に基づく教育委員会の指定に関する規程の一部を改正する規程について	原案可決
議案第 64 号	町田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について	原案可決
議案第 65 号	町田市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規程について	原案可決
議案第 66 号	町田市教育委員会職員の課長補佐及び主任の職に関する規程の一部を改正する規程について	原案可決
議案第 67 号	町田市教育委員会訓令令達式に関する規程の一部を改正する規程について	原案可決
議案第 68 号	町田市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について	原案可決

議案第 69 号	町田市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について	原 案 可 決
議案第 70 号	教育委員会表彰について	原 案 可 決
議案第 71 号	平成 19 年度教職員への感謝状の贈呈について	原 案 可 決
議案第 72 号	町田市奨学資金支給条例施行規則の一部を改正する規則について	原 案 可 決
議案第 73 号	学校医等の委嘱について	原 案 可 決
議案第 74 号	学校図書指導員への感謝状の贈呈について	原 案 可 決
議案第 75 号	町田市文化財保護審議会委員の委嘱について	原 案 可 決
議案第 76 号	各種行政委員の解嘱について	原 案 可 決
議案第 77 号	まちだ市民大学H A T S の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則について	原 案 可 決
議案第 78 号	感謝状の贈呈について	原 案 可 決
議案第 79 号	町田市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について	原 案 可 決

7、傍聴者数 1 名

8、議事の概要

午後 3 時 02 分開会

○**委員長** ただいまより第 12 回定例教育委員会を開会いたします。

本日の署名委員は岡田英子委員です。

日程に従って進めてまいります。

日程第 1、月間活動報告、教育長から説明をお願いします。

○**教育長** それでは、2 月 1 日、定例教育委員会以降の主な活動状況についてご報告をいたします。

この期については議会が開かれておりますが、その関係については省略させていただきます。

2 月 3 日、町田市市制 50 周年記念式典が市民ホールでありまして、教育委員さん全員ご

出席をいただいております。

2月6日、町田市公立小学校教育研究会研究発表会がございました。

7日、「社会教育委員からの提言」とございますが、大地沢青少年センター、あるいはひなた村が市長部局の方へ移管になりますが、それに絡んで社会教育委員さんの方から提言がございました。今までのを尊重してほしいというような関係です。

8日、東京都公立小学校事務職員会研究大会が千駄ヶ谷の津田ホールでありまして、これは都市教育長会の関係なのですが、代表ということでごあいさつをさせていただきました。

10日、小中学生書初展表彰式、これは町田市書道連盟の主催で毎年行っておりまして、教育委員会賞などがございまして、出席をいたしました。

12日、東京都市教育長会幹事会・定例会がありまして、平成20年度に向けての予算、決算、そういうものの審議をいただきました。正式には4月にですが、事前にとということです。

14日、小中一貫教育モデル校報告会が市民フォーラムでございました。これについても教育委員さんにご出席をいただいております。

15日、青少年問題協議会定例会がございました。

同じ日、英語教育モデル校発表会ということで、南大谷小学校の発表がございました。委員さんもお出席だったと思いますが、「〇」が落ちていると思います。

16日、小学校科学教育センター閉講式が旧忠生第五小学校でございました。

同じ日、国土舘大学学術フォーラムとありますが、国土舘大学が子どもスポーツ教育学科をこの4月から新設をするということでフォーラムがございまして、国土舘大学の学生が鶴川三小や鶴川四小等々にお越しいただいたり、そういう絡みもありまして、出席をしております。

18日、職場体験推進協議会については、市内の事業所の代表の方々にお集まりをいただいて、今年度のお礼と、また来年度よろしくということで、これについては市長も出席してごあいさつをしていただきました。

22日、小学校長会の研究発表会がございました。

24日、幼児画展表彰式、これは町田ロータリークラブが主催をするもので、版画美術館で行われまして、これもやはり教育委員会賞などが出ておりますので、出席をしてお渡しいたしました。

28日、学校保健大会が福社会館でございまして、先月、表彰や感謝状のご議決をいただきましたが、それをお渡しすることと講演会がございました。

3月1日、障がい者青年学級成果発表会、これは公民館なのですが、ひかり学級、土曜学級がありまして、これも各教育委員さんに出席をいただいております。

2日、総合体育館で新体操発表会、これは町田市体操協会が主催ですが、小・中・高校生の発表会がございまして、出席をしました。

それから、市民文化祭が2月28日から開かれておりまして、それについて拝見をいたしました。

5日、児童・生徒の表彰式、小・中学生ですが、スポーツや文化、奉仕活動ということで、個人、団体を含めて表彰を行いました。

8日、市民美術展、春の文化祭でしょうか、その懇親会がありまして、出席をいたしました。

9日、バリアフリー音楽会、これはNPO法人町田楽友協会が市民ホールで行ったもので、出席をいたしました。

13日、今年度最後の定例校長会がございました。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

両部長から補足がありましたら。——よろしいですか。

事務局の方から事前にこのファクスが送られてきたのですが、チェックの仕方と連絡ができなかったために、一部「○」が間違っている部分がありますので、訂正をお願いします。15日の英語教育モデル校発表会、これは教育委員全員が参加しておりますので、「○」を入れていただきたいと思います。

それから、裏側の2日、市民文化祭（美術展）、富川が出席しておりますので、「○」を入れておいてください。

以上、訂正をしていただきたいと思います。

では、各委員からお願いします。

○井関委員 今年度の職場体験が終わりまして、本日の報告事項にも入っていますけれども、現場を少し見まして感じたことを述べさせていただきます。

まず、体験の前準備、それから、当日、体験後のまとめということで、生徒の意識を高めた場合には生徒の自己効力感——自己効力感というのは2005年度の報告会で聞いた言葉

なのですが、生徒の自分の行動に対する自信の度合いと説明されていましたが、この自己効力感の向上が、最初に準備をよくやったところは非常に向上が大きいということを明らかにしています。

事業所に行くときに手紙の書き方やマナーなども勉強していくのですけれども、余り気にかけていない学校の生徒さんというのは、今日の報告書のアンケートにも書いているようだけれども、事業所では余り好感を持ってもらえないということが多そうな感じです。逆に、きちんとしたカリキュラムなりスケジュールを設定している事業所に行けた生徒は非常に幸せだったなと思います。

中には、事業所によっては少人数なので、カリキュラムを組む余裕もないということを書いてあるところもあったかと思います。今まで幾つか回ってみますと、カリキュラムの見本になるようなものを持っている事業所がたくさんあるみたいなので、そういう主立ったところをいただいて、何段階かの見本、非常に細かいのから小企業向きのぐらいのを添付して、こんな例がありますというようなものを示されると、事業所は割合やりやすいのかなと感じました。

今年は教育委員会よりも各中学校の方が主体になったのではないかと思いますけれども、各事業所に報告を学校なり教育委員会から送る場合に、余分に送付する、あるいは所内で回覧をお願いしていないと、大きな事務所だと連絡を受けた人のところでとまってしまうような感じなのですね。そうすると、末端の指導担当者のところへ回っていないようで、今日の事業所アンケートにも書いてありますけれども、この職場体験がなぜ行われているのか理解できないというようなことが書いてあるので、そうすると、毎年初めにお願いするときに、職場体験のねらいや各学校でこんな準備をしているというのは添える必要があるのではないかと感じました。

特に中学校からということになりますと、もう1つバリアになるのは、各中学校では自分がやる期間は必ずしも9月や11月と決まっていないわけですね。どこでやるかわからないから、事業所をお願いするのが何か遅いような感じなのですね。大きな事務所だと、年間計画を立てているから、4月に一言「今年もお願いします」というのを言うておく必要があるのではないかという気がしました。そうしないと、4月に来ないから今年はやらないのねというふうに受け取っている事業所があると思いました。

あと、指導課の方でこの事業を始めるときに、職場体験よりも授業をやるべきだという意見が学校なり事業所なりからも聞こえたと思うのですけれども、それはまだ強いのでし

ようか。おわかりでしたら、後でお教え願えればありがたいと思います。

それから、2月14日に小中一貫教育モデル校の報告を聞かせていただいたのですけれども、この報告会に出席したおかげで、町田における小中一貫教育の準備状況がよくわかりました。特に講師の廣島憲一郎先生のまとめで、町田の特徴というのがよくわかりました。具体的には、食育、英語教育、キャリア教育、規範教育の4つのプログラムを持って、それが地域、家庭と一体化している、これはほかにはない、非常に特徴的だということがよくわかりました。去年は特別支援教育で同じような報告会があったと思うのですが、これは私は出られなかったもので、この意味で残念でした。

近隣の市町村の中学校の校長先生たちと話す機会があったのですけれども、町田の指導課主導で代表校がまずやってみるという方法をお話しますと、その市町村の中学校では各学校が任されているというのですね。任されているというのは自由でいいようなものだけれども、まずだれがやるから始まって、よくわからないで、1つの市町村内で学校によって大きなばらつきが生じるということで、中学校の職場体験でもそうですけれども、指導課のリードがないと、ここまで成果が出なかったのではないかなと思います。他の市町村の校長先生と話して初めてと言っては失礼ですけれども、町田の指導主事さんを初めとする皆さんの努力が非常に大きいということを知りました。ありがとうございます。

○岡田委員 私は、3校ほど行った道徳授業公開のことについて、まず1つ。どの学校も、講師の先生による講演会というスタイルから、グループ分けにして討論会、懇談会のような形で、最近の子どもたちの様子について、地域の人が見てどういうご意見を持っていらっしゃるかという形式が少しずつ多くなっているのか、3校ともそうした形式でした。それで非常に思うことは、地域の方が熱心に学校のことに対して見守ってくださっているし、意見もとても活発におっしゃってくださるということです。講演会スタイルもいいのですけれども、こうした会にさせていただくと、教育委員も保護者の方や地域の方、あるいは先生方ともお話をする機会が大変にふえて、現場の雰囲気を実によくつかむことができ、充実した会でした。

それから、今、井関委員の方からもお話がありました英語教育の小中一貫カリキュラムのことについてなのですけれども、南大谷小学校でのモデル校としての発表会に行かせていただきました。先生方の創意工夫や努力は本当に素晴らしいもので、感心させられました。この発表会には、他市、他県からの先生方も大変多く参加されていて、その先生方は不安を抱えている方が大変多くて、小学校の先生ですので、自分が将来英語を教えること

は想定していなくて先生になっているので、果たして私にもできるだろうかということでした。南大谷の先生たちがとても元気よく英語を先生自身も話されているので、そうした身振り手振りや、歌やダンスができるだろうかと不安を持っていらっしゃる方が多かったと思います。

町田市全体で見るとどうなのかということについてはまだわからないのですけれども、英語教育に関してはこのモデル校は素晴らしい実践の成果を財産として持っていて、それ以外の学校についてはゆっくり取り組めばいいかなというのが私の考えでして、英語教育に関してはそんなに町田は、職場体験でも何でも割合に先進的に一生懸命努力してやっていますけれども、英語教育については少しじっくりと取り組んで、浸透して、先生方が自信を十分につけてから教えるという形でいった方がいいかなと思いました。4つのカリキュラムということでいっても、規範教育、食育、キャリア教育の方がより優先されるべきものではないか。英語教育が優先されるべきではないということではないのですが、もう少し時間を置いてゆっくりこれは進めていった方が、かえって最終的にいい結果が得られるかなという感じを私は持っております。

○名取委員 小中一貫教育モデル校報告会についてですけれども、全体的にとっても内容が濃い報告会だったと思います。先生方もとても一生懸命取り組んでいるなということがわかりました。その中で食育に関してですけれども、今、食の安全性が問われているときですので、関心度が高いと思います。その中で、栄養士の先生が中心となって授業を進めている学校と、家庭科の先生が中心となって進めている学校があったのですが、もとになるねらいは同じなのですけれども、先生方の見る視点によって随分授業の内容が違うのだなと感じてきました。

そしてまた、中学校は学校全体で同じものを食べているわけでもないで、そこはとても難しいと思いますけれども、先生が道德の授業や、あらゆることに食育ということを考えて取り組んでいたなと思いました。また、中学校は特に食育に関してはご家庭の協力が必要なのだなと改めて感じました。また、学校によって、これからかなり温度差が出てくるのではないかなという不安もありますけれども、これから学校同士の横のつながりを大切にしながら、なるべく温度差のないようにそういう教育ができればいいなと思いました。

それから、図書指導員の感謝状贈呈式の中での出たお話ですけれども、やはり図書の紛失がとても多いということをお聞きしました。それからまた、道德の授業の中で図書指導員のお話を聞きましたけれども、切り抜きもそこでまた多いというお話を聞きました。こ

れから規範教育ということも行われますので、そういったことから、これからマナーやモラル違反のものが少なくなっていけばいいなと感じました。

○委員長 各委員からも2月1日以降のいろいろな学校の行事や発表に参加しての感想が述べられましたけれども、その中で幾つか質問のようなこと、あるいは事務局の方でどのように考えているかを求める内容もありましたので、逐次お願いしたいと思います。

まず、職場体験について井関委員の方から、授業をもっと大事にしろとか、体験もいいけれども、学校の方はどうなんだという意見があるのかどうかということでお話がありましたけれども、いかがでしょうか。

○指導課副参事 そこまではっきり具体的におっしゃっている声を聞いているわけではございませんけれども、学校の主体的な事業としての認識がまだ徹底されていない部分があるのではないかという意見が聞かれることがございます。次年度へ向けて一層その辺の理解をいただけるように努力したいと思っております。

○委員長 次に、岡田委員、名取委員から、共通していると思うのですが、小中一貫カリキュラムの本格的な全校実施が4月から行われるわけで、英語教育モデル校の授業、あるいはフォーラムでの4領域のモデル校の報告会に参加しての感想の中で、英語については他の3つよりももう少し慎重に、ゆっくり取り組んでもいいのではないかというご意見がありました。

もう1つは、名取委員から、モデル校としては非常に立派な体制で実践された報告を受けたけれども、4月からの一斉実施の中で、小学校40校、中学校20校が全く同じように進めていけるとはなかなか思えないので、どうしても温度差が出るだろう。しかし、その温度差をできるだけ少なくして円滑に実施してほしいんだけど、そのあたりをどのように考えているかということでした。

○統括指導主事 英語教育ですが、2011年から学習指導要領で5、6年生が35時間ということが案として示されて、間もなく告示になる予定です。町田市はご指摘のとおり、当初から35時間やろうという計画ではなくて、小学校中学年で12時間、5、6年で24時間という重点カリキュラムをつくりまして、そのすべてにALTを派遣、活用していただくという計画で進めております。したがって、先生方が1人で英語で立ち往生しないようなサポート体制については、教材、CD、ピクチャーカード等の指導資料の配布も含めて支援して、おっしゃるようにじっくりと進めていきたいなと思っております。

また、食育等を含めて学校間の温度差ということですが、やはりスタート年度ですから、

取り組み方の状況の違いは当然ながら出てまいるものだと思っております。そういった意味で、例えば道徳の副読本、これは全児童・生徒に配布する予定で準備を進めておりますし、そういった共通教材が一定程度の取り組みの差を縮めていく材料にはなっていくのかなと思います。また、担当者連絡会を設けておまして、それぞれの領域で学校の代表者に集まっていたいて、進め方や学校間の取り組み状況の情報交換などを年間を通じて行っていくという中で、1年目もできる限り温度差を縮めていくような努力もしてまいりたいと思います。

○**委員長** 副読本の配布ということは道徳ですよね。そのほかの領域にもあるのですか。例えばこの間、南大谷小学校のところで、講師の佐藤先生が英語の教師用のだと思っておりますけれども、持ってこられたのですが、そこらあたりは……。

○**統括指導主事** 英語につきましても、重点カリキュラムと、先ほど5、6年生が24時間と申し上げましたが、学校によって35時間までやってみたいということであれば、その分の選択カリキュラムも準備しておまして、ともに教師用指導資料、いわゆる指導案と、それからコピーをして子どもに配布できるような教材のついたもの、そういう資料を全教員に配布をいたします。そのほかの領域についても同じような考え方で指導案と子どもに配布する指導資料、あるいは教師が活用する手持ち資料、こういったものをすべてセットして全教員に配布をするということで準備を進めております。

○**委員長** ほかにございますか。——ないようですので、以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項に入ります。

議案審議事項につきましては大変たくさんございますけれども、議案第62号、第63号、第64号、第67号、第79号、この5本につきましては一括審議をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**委員長** ご異議なしと認め、この5本につきましては一括審議をしてみたいと思っております。

それでは、順番に従って審議をいたします。

議案第61号を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○**教育長** 議案第61号は、町田市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正す

る規則についてでございます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育長に委任できない事務が規定をされたため、改正をするものでございます。

内容につきましては、教育総務課長の方から説明をさせていただきます。

○**教育総務課長** それでは、3枚目の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、大きな変更点については3点ほどございます。

1点目につきましては、第1条に趣旨規定を新設いたしまして、規則の体制を整え、あわせて当該規則の趣旨を明文化してございます。

2点目につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校、その他の教育機関の任免、その他人事に関することが教育長に委任できなくなったため、今までは市の部長、課長の任免、校長、教頭の任免の具申や職員の分限及び懲戒に関することは教育委員会が決定し、一般職員の任免や懲戒については教育長に委任されておりました。しかしながら、今後は改正後の第2条(5)及び(6)にあるように、教育委員会が所管する職員すべての人事に関することを教育委員会で決定することとなります。ただし、町田市の取り扱いといたしましては、嘱託職員あるいは臨時職員の任免につきましては今までどおりとしたいと考えております。

次ページの(14)をごらんいただきたいと思います。3点目でございますが、これも法改正によりまして、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務づけられました。そして、これらにつきましても教育長には委任できない事項であるということから、その条項をつけ加えてございます。

なお、教育委員会の評価につきましては、点検評価事項あるいは方法などが今のところ確定していないことから、今後、東京都や近隣各市の状況を見ながら、評価項目や方法について詰めていきたいと考えております。

また、施行につきましては本年4月1日を予定しております。

○**委員長** 以上で説明を終わりました。これより質疑に入ります。

何かございましたらどうぞ。

○**井関委員** 今のご説明で、改正前の第1条(5)の部長及び課長の任免、(6)の校長及び教頭の任免について内申することは今までは教育長には委任していなかったわけですね。それで、今度も委任しないというふうに受け取ったのですけれども、それでよろしいでしょ

うか。

○**教育総務課長** そのとおりでございます。

○**井関委員** そうすると、それは左の方の改正後のどこに含まれることになりますか。

○**教育総務課長** 改正前の第1条(5)は改正後の(6)の「都費負担教職員以外の職員の任免その他の人事に関すること。」で、改正前の第1条(6)は改正後の(5)の「都費負担教職員の任免その他の人事について内申すること。」で、すべてということになります。

○**井関委員** (5)、(6)番のところに全部あるわけですね。失礼しました。わかりました。

○**委員長** ほかにございますか。——以上で質疑を終わります。

お諮りします。議案第61号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**委員長** ご異議なしと認め、原案のとおり決することいたします。

続いて、議案第62号、第63号、第64号、第67号、第79号を一括審議いたします。

教育長から説明をお願いいたします。

○**教育長** 議案第62号 町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則を一部改正する規則について、議案第63号 町田市教育委員会職員の職名に関する規則に基づく教育委員会の指定に関する規程の一部を改正する規程について、議案第64号 町田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について、議案第67号 町田市教育委員会訓令令達式に関する規程の一部を改正する規程について、議案第79号 町田市教育委員会公印規程の一部を改正する規程についてですが、これらの議案につきましては、スポーツ及び文化に係る事務の管理及び執行に関する条例並びに町田市組織条例等の一部を改正する条例に基づきまして、それぞれ改正をするものでございます。

内容につきましては、教育総務課長の方から説明させていただきます。

○**教育総務課長** それでは、議案第62号 町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。

改正の内容といたしましては、教育総務課に所属しておりました学校環境整備係を学校施設管理センターと名称を変更いたしまして、教育総務課から施設課へ移管すること、管理主幹制度廃止に伴う条文の整理をしたこと、学校施設管理センターの業務を規定し、担当課長を配置することとしたこと、生涯学習部からスポーツ課を削除し、社会教育課を生涯学習課に名称変更したことや、青少年施設ひなた村、大地沢青少年センター、国際版画美術館の規定を削除したことなどが主な改正の内容でございます。

続きまして、議案第 63 号 町田市教育委員会職員の職名に関する規則に基づく教育委員会の指定に関する規程の一部を改正する規程についてでございます。

2 枚目の新旧対照表にあるように、管理主幹制度の廃止に伴いまして、管理主幹の職を削除し、さらに組織改正に伴い、副館長及び所長の職名が不要となったため、削除をするものでございます。

続きまして、議案第 64 号は、町田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程についてでございます。

新旧対照表のように、学校施設管理センターを加え、また、学校教育法の改正により、「教頭」を「副校長」に変更するものでございます。さらに全庁的な組織改正が行われることから、職名等の該当部分を改正するものでございます。

続きまして、議案第 67 号は、町田市教育委員会訓令令達式に関する規程の一部を改正する規程についてでございます。

これも新旧対照表のように、組織改正に伴いまして、町田市立博物館、町田市青少年施設ひなた村、町田市大地沢青少年センター、町田市立国際版画美術館を削除するものでございます。

続きまして、議案第 79 号は、町田市教育委員会公印規程の一部を改正する規程についてでございます。

この規程につきましても、組織改正によりまして、教育委員会から市長部局へ移管された組織の公印をこの規程から削除するものでございます。

以上、議案第 62 号から第 64 号まで、第 67 号、第 79 号、いずれも施行日は平成 20 年 4 月 1 日となっております。

○委員長 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。

いずれも 4 月 1 日からの組織改正に伴う規則あるいは規程の変更ということで、今説明があったとおりです。何かございましたらどうぞ。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 62 号から第 64 号まで、議案第 67 号及び議案第 79 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第 65 号を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○**教育長** 議案第 65 号は、町田市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規程についてでございます。

本件の改正理由ですが、3点ございまして、1点目としては、町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の改正に伴い、引用条項の条ずれを修正するため改正するもの、2点目としては、総合行政ネットワーク文書の收受及び電子署名の付与については、総務部総務課のみで行うこととなり、教育委員会での收受及び電子署名の付与はなくなるため改正するもの、3点目としては、庁内の事務連絡に関する文書等について、文書記号及び番号の記載を省略できるようにするため改正するというもので、3点の理由によりまして改正をするものでございます。

○**委員長** 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 65 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**委員長** ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第 66 号を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○**教育長** 議案第 66 号は、町田市教育委員会職員の課長補佐及び主任の職に関する規程の一部を改正する規程についてです。

本件は、課長補佐が補佐することとなっている課長職に、教育機関の長を含めるため改正をするものです。

2枚目に新旧対照表がございまして、後ろのほうに改正後とございます。

○**委員長** 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。何かございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 66 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**委員長** ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第 68 号を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○**教育長** 議案第 68 号は、町田市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則に

ついてでございます。

本件の改正理由としては4点ございまして、1つ目として、学校教育法の改正に伴い、市立学校に置かれているすべての副校長及び主幹を学校教育法上の副校長及び主幹教諭に位置づけるため改正をするもの、2点目としましては、部活動について、学校の教育活動としての明確な根拠規定を定め、学校における部活動の基盤を整理するため必要な規定整備を行うもの、3点目として、学校教育法の改正により、学校評価について規定する必要があるため改正するもの、4点目として、学校教育法の改正に伴い、引用条項の条ずれを修正するため改正するもの、以上4点に基づきまして改正をするということでございます。

詳細につきましては、教育総務課長の方から説明をさせていただきます。

○**教育総務課長** それでは、3枚目の裏面、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正の内容でございますが、4項目ございます。1項目めは、副校長及び主幹教諭についてでございます。改正後の第7条及び第7条の3をごらんいただきたいと思います。教頭の職は置かないため、「教頭」の条項を「副校長」とし、また、「主幹」の条項を「主幹教諭」とし、それぞれの職務を明記いたしました。

2項目めは、部活動についてでございます。改正後の第13条の5をごらんいただきたいと思います。部活動につきましては3点ございます。1点目は、学校は、生徒の学校生活の充実を目的として、教育活動の一環として部活動を設置、運営するものであることを規則に定めます。2点目は、校長は、事務職員等を除く所属職員に対して、部活動の指導業務を校務として分掌させることができることにしております。3点目は、校長は事務職員等を除く所属職員以外の者について、部活動の指導業務を委嘱することができることといたしております。以上が部活動についてでございます。

3項目めは、学校評価についてでございます。第17条の2をごらんいただきたいと思います。学校評価につきましても3点ございます。1点目は、学校は、教育活動その他の学校運営の状況についてみずから評価を行い、その結果を公表することとしております。2点目は、学校は、保護者その他の学校関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとしております。3点目は、学校評価を教育委員会に報告するというところでございます。

続きまして、4項目めは今回の法改正には直接関係ない事項でございますが、学校運営協議会についてでございます。

前に戻りまして、改正後の第13条の4をごらんいただきたいと思います。各学校には学

校運営協議会が設置されておりますが、この協議会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく組織ではないため、従前の「学校運営協議会」という名称を「学校運営推進協議会」として、「推進」という2文字を入れることによりまして、法定の学校運営協議会と区別するため改正をするものでございます。

その他、引用条項のずれを修正しております。

なお、この規則の施行は本年4月1日を予定しております。

○委員長 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。

○井関委員 部活動についてですけれども、第13条の5で、もうちょっとやわらかく言いますと、顧問の先生がいなくても、ほかの方に指導が依頼できる、委嘱することができるということで、いろんなクラブ活動ができると思うのですけれども、何か事故が起きたときの責任追及ということでは、ちょっと僕は非現実だと思うのですが、その顧問が四六時中見ているというようなことをよく言われるのですね。そのようなことから見て、この規則に基づく何か運用規定みたいなものはできるのですか。それともこの文言だけでクラブ活動は行われるのでしょうか。

○指導課長 基本的にはこの文言があるわけですが、部活動事故再発防止検討委員会の報告があり、それに基づいて部活動の安全な活動についての手引きを私どもで作成してまいりますので、その中でうたうことができるかと考えております。

○井関委員 わかりました。では、その説明を後で——今日の報告の中のことでしょうか。それともまだ……。

○指導課長 まだマニュアルはできておりませんので、印刷できたところだと考えております。

○委員長 今日の報告とは別でということですね。

ほかにございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第68号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第69号を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第69号は、町田市立学校事案決定規程の一部を改正する規程についてでご

ございます。

本件は、学校教育法の改正に伴い、2008年4月1日から町田市立学校のすべてに新たな職として副校長を設置し、教頭を置かないこととなったため、改正をするものでございます。

内容につきましては、教育総務課長から説明をさせていただきます。

○教育総務課長 この事案決定規程の改正につきましては、昨年の夏に校長会からのご推薦をいただいた校長先生、副校長先生8名をメンバーといたします事案決定規程検討委員会を設置し、検討を進めておりました。検討自体は昨年秋に終了しておりましたが、学校教育法の改正などとの関係から、施行を2008年度からといたしました。

改正の理由といたしましては4項目ございます。1項目めは、学校教育法の改正に伴い、2008年4月1日から町田市立学校のすべてに新たな職として副校長を設置し、教頭を置かないこととしたためでございます。2項目めは、事案の審査を文書担当者に行わせることとするためでございます。3項目めは、2人以上の副校長を置く際の事案決定について規程するためでございます。4項目めは、校長決定とされている事案の一部を副校長決定と改め、事案決定手続きの簡略化を図り、また、「都費職員」という表現を「職員」という表現に統一するなど、事務処理の実態に合わせたものとするためでございます。

次に、改正の内容でございますが、5項目ございます。新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

1項目めは、第3条の条文中の「教頭」を「副校長」に改めました。2項目めは、第2条第2号に「審査」という定義を加え、第10条第3項に事案の審査について規定をいたしました。3項目めは、第4条第3項に、2人以上の副校長を置く場合の事案決定について規定をいたしました。4項目めは、別表について校長決定とされている事案の一部、特に服務に関する事項の一部を副校長決定と改め、また、「都費職員」という表現を「職員」という表現に統一いたしました。

その他、文言の整理を行っております。

なお、本規程も平成20年4月1日より施行予定でございます。

○委員長 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。どうぞ。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第69号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 69 号は原案のとおり決することにいたします。

議案第 70 号を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第 70 号は、教育委員会表彰についてでございます。

本件は、本年 3 月をもって退職される校長の中から、特に町田市公立小学校長会、または中学校長会の会長を務め、本市学校教育の向上に寄与された別紙の方に対し、町田市教育委員会表彰規程第 2 条第 6 号の規程に基づき表彰をするものでございます。

2 枚目に別紙がございますが、小学校、中学校、それぞれ 1 名の校長先生でございます。

○委員長 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 70 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第 71 号を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第 71 号は、平成 19 年度教職員への感謝状の贈呈についてでございます。

本件は、町田市の学校教育の向上と発展に多大な貢献をされ、このたび退職される教職員の方々に対し、町田市教育委員会感謝状（贈呈）事務取扱基準に基づき感謝状を贈呈するもので、同意を求めるものでございます。

2 枚目に一覧ということで、63 名の方がおりますが、取扱要綱の基準に基づきまして、校長または教頭として 3 年以上在職し、かつ退職した者、それと、教職員で 10 年以上在職して退職した者ということでございます。

○委員長 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 71 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第 72 号を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○**教育長** 議案第 72 号は、町田市奨学資金支給条例施行規則の一部を改正する規則についてでございます。

本件は、2008 年度組織改正に伴い、審議会の構成を変更する必要があるため、改正をするものでございます。

2 枚目に新旧対照表がございます。「審議会の構成」ということで、組織改正がありまして、(4)の企画部長と(6)の健康福祉部長を政策経営部長と地域福祉部長に改めるものでございます。

○**委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 72 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**委員長** ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第 73 号を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○**教育長** 議案第 73 号は、学校医等の委嘱についてでございます。

本件は、2007 年度の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期が 2008 年 3 月 31 日をもって満了となるため、町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任用等に関する規則に基づき、2008 年度の委嘱を行うものでございます。

2 枚目、3 枚目に、それぞれ学校医、学校歯科医、学校薬剤師を学校別に記載をさせていただきました。

○**委員長** 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。

○**岡田委員** 単なる質問なんですけれども、忠生第一小学校、小山ヶ丘小学校のところに内科医の先生のお名前が①、②とついています。これはとても大きな学校だということで、学校に健診に来られるときにお 2 人いらっしゃるからという理由なのですか。それだけ確認したいと思います。

○**学務課長** 児童数が 1,000 人を超える学校は、内科医、歯科医もそうなのなんですけれども、多いということで 2 名としてございます。

○**委員長** 精神科の校医さん、前は特別支援学級設置校には精神科医が配置されていたように思うのですが、今、3 名の方が幾つかの学校を兼務されていますね。一番最後

のページです。これは現実の運用の面で、1人の先生がこれだけの学校を持っているけれども、何か学校側から意見なり何なりが寄せられていますか。

○学務課長 やはりなるべく自分の学校には1名という話もありますけれども、需要と供給のバランスがありますので、精神科医が町田には少ないという状況がありますので、10校を1人で見ていただいております。

○委員長 先生方の方としては、10校でご自身の手が十分足りているということですか。

○学務課長 精神科医の方とお話ししたことは私にはございません。ただ、逆に学校側が足りないという話があります。

○委員長 あるわけですね。そうすると、今お話の需給のバランスというのは崩れているわけではないですか。

○学務課長 精神科医が少ないということです。ですから、多ければそれだけ回せるということになります。

○委員長 精神科医そのものが少なくなっているということですか。

○学務課長 少なくなっているというより、少ないです。

○委員長 わかりました。では、これはやむを得ない措置ということなのですね。

○学務課長 そうです。

○委員長 ほかにございますか。——以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第73号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第74号 学校図書指導員への感謝状の贈呈についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第74号は、学校図書指導員への感謝状の贈呈についてでございます。

本件は、町田市立各小・中学校において、多年にわたり——5年以上ですが——学校図書指導員として町田市の学校教育の向上と発展に寄与された方に対し、町田市教育委員会感謝状(贈呈)事務取扱基準第2(5)に基づき感謝状を贈呈するもので、本日、同意をお願いするものでございます。

2月に既に5名の方に贈呈をいたしました。1名の方について、A校からB校というふうに2校にまたがってやっていたということで、漏れがございましたので、ここで追加をさせていただくものでございます。贈呈先につきましては、本町田中学校の図書指導員

さんでございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

あくまで2月に贈呈した5名に1名加わったということですね。

では、よろしいですか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第74号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第75号を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第75号は、町田市文化財保護審議会委員の委嘱についてでございます。

本件は、町田市文化財保護条例第37条及び第41条の規定に基づき、委員を委嘱するものです。

任期につきましては、2008年4月1日から2009年5月31日までということで、現在、1名欠員状態でございまして、2ページ目にございますが、学識経験者で1名の方をお願いをするということで、前任者の残任期間でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第75号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第76号を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第76号は、各種行政委員の解嘱についてでございます。

本件は、2008年4月1日の組織改正に伴い、文化、スポーツ、青少年教育関係の市長部局に移管される委員の解嘱をするものです。

なお、各委員の解嘱の日は2008年3月31日とし、残任期間については市長部局で改めて委嘱される予定でございます。

2ページ目にございますが、附属機関等の委員の名称、博物館運営委員から始まりまして、大地沢青少年センター運営委員会委員まで、このような関係で、現委員の任期がそれ

それぞれございますが、残任期間については市長部局の方で改めて委嘱をされる予定でございます。

○委員長 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 76 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第 77 号を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第 77 号は、まちだ市民大学H A T S の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。

本件は、組織改正に伴う名称変更のため、まちだ市民大学H A T S の設置及び運営に関する規則を一部改正するものでございます。

2 枚目に新旧対照表がございますので、ごらんいただきたいと思っております。

○委員長 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。——以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第 77 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第 78 号を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第 78 号は、感謝状の贈呈についてでございます。

本件は博物館の絡みですが、田中光成委員は、1979 年 4 月 1 日から 2007 年 6 月 30 日まで 28 年間にわたり、町田市立博物館運営委員会委員を務められてきたことに伴い、町田市教育委員会感謝状(贈呈)事務取扱基準第 2 に基づき感謝状を贈呈するもので、本日、同意を求めらるものでございます。

よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。——以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第 78 号は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり同意することに決めます。

以上で日程第 2、議案審議事項を終了いたします。

日程第 3、報告事項に入ります。

追加はございますか。——ないですね。

では、1 番から 27 番まで、大変たくさんございますけれども、簡潔に 1 番から順にお願いいたします。

○教育総務課長 地方自治法第 180 条の 4 の規定に基づく教育委員会の組織等に関する協議についてでございます。

2008 年 1 月 25 日付で、市長に対しまして教育総務課に置かれている学校環境整備係を施設課に移管し、課の出先機関として位置づけ、名称を学校施設管理センターとする。2 番としまして、学校施設管理センターに担当課長を置く。3 番といたしまして、社会教育課に置かれている市民大学担当課長を文化財担当課長とするという 3 点につきまして協議したところ、市長より同意する旨の回答を得ましたので、ご報告いたします。

続きまして、報告事項の 2 点目でございます。

地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づく事務の委任についてでございます。現在、施設課では学校施設の維持保全に関し、1 件 40 万円以下の工事を担当し、それ以外は総務部営繕課が担当しております。しかしながら、学校現場の多様なニーズに対応し、より一層円滑に業務を執行するためには、1 件 40 万円を超える一部の工事についても施設課で行うことが望ましいと考えることから、2008 年 2 月 6 日付で市長に対し 1 件 40 万円以下という額を取り払い、1 件 40 万円を超える工事であっても、施設課で施行できるようという協議の文書を送付いたしました。

報告事項の 3 点目でございます。

町田市教育委員会後援事務取扱要綱の一部改正についてでございます。

改正理由としましては、組織改正に伴う改正でございます。

改正内容としましては、本要綱が後援の対象とする事業分野から「文化」と「スポーツ」を削除するとともに、生涯学習部が所管する事業分野をわかりやすく示すため、「生涯学習」を追加して表記いたします。その他文言の整理を行います。

なお、教育委員会の後援につきましては、今までの経過を尊重し、柔軟に対応していき

たいと考えております。施行期日は2008年4月1日からとしております。

続きまして、報告事項の4項目めです。

町田市教育委員会感謝状（贈呈）事務取扱基準の一部改正についてでございます。

改正理由としましては、学校教育法の改正に伴い、2008年度より副校長という職を設置するため、新たに副校長を贈呈対象者として位置づけるため、改正をするものです。

改正については、第2第3号の「教頭」を「副校長若しくは教頭」に改めます。事務取扱を定めていたため、基準ではなく要領という形にいたします。その他、文言整理を行います。施行期日につきましては、2008年4月1日から施行でございます。

5項目め、町田市余裕教室活用推進会議設置要綱の廃止についてでございます。

学校施設の開放につきましては、町田市立学校施設の開放に関する条例及び同施行規則に基づき、特別教室は社会教育課を所管課として、体育館、校庭、プール等は学校開放運営委員会に委嘱し、広く市民に開放されております。また、学校施設の開放事業以外の学校施設の目的外使用については、規則において学校長が学校教育に支障のない範囲で使用を許可しております。

このようなことから、本要綱が所期の目的としておりました小・中学校の余裕教室及び学校施設の有効な活用の推進においては現況に即しながら果たされており、本推進会議の所掌事項、具体的には学校施設の活用及び開放施設の活用に係る計画の策定並びに事業の内容の審査等については、条例や規則にのっとりその体制が既に確立されていることから、町田市余裕教室活用推進会議設置要綱を廃止することといたしました。

○指導課長 6点目、7点目、8点目、9点目が指導課でございます。

まず、6点目でございます。町田市特別支援教育検討委員会設置要綱の一部改正についてであります。

町田市特別支援教育推進検討委員会は、2006年3月6日に設置をいたしまして、2007年3月に教育委員会に検討結果の報告をいたしましたところでございます。その検討結果に基づいて本年度推進をしてきているわけでございますが、今後も特別支援教育についてさらに検討の必要があるために改正をするものでございます。あわせて、2008年4月1日施行の組織改正に伴って、委員会委員の名称が変更となることにより改正をするものでございます。

改正の内容といたしましては、「検討」を「推進」に改めること、つまり「町田市特別支援教育推進委員会」としたいということ、それから委員会の委員について、組織改正後の

名称に改めるものでございます。2008年4月1日からの施行といたします。

7点目につきましては、指導課副参事の方から報告いたします。

○指導課副参事 2007年度中学生職場体験事業についてご報告いたします。

2007年度中学生職場体験事業につきましては、第3期を無事に終了することができまして、2月18日に行われました町田市中生職場体験推進協議会でご報告をさせていただきました。

お手元の資料のとおり、1期7校、2期9校、3期4校、全20校で、体験生徒数2,904人、体験事業所数が延べ921事業所ということで、2006年度に比べまして189人体験生徒数がふえてございます。事業所数につきましては、22事業所が増加ということでございます。

アンケートの結果につきましてさまざま意見が寄せられております。特に事業所の意見といたしまして、温かいご意見から厳しいものまでさまざま寄せられているところでございます。次年度の実施に向けて十分に参考としたいと考えております。

○指導課長 8点目は、町田市中学校運動部活動事故再発防止検討委員会の最終報告についてでございます。

町田市中学校運動部活動事故再発防止検討委員会から検討につきましての最終報告がございましたので、報告をいたします。

この検討委員会は、2007年8月に本市中学校で発生をいたしました部活動における事故を受けて、同年9月に大学教授、地域のスポーツ指導者、東京都教育委員会関係者、PTA代表、学校関係者等を委員として設置をいたしましたが、事故の再発防止に向けた今後の対策等について検討、協議をいただきまいりました。その結果をまとめましたものが本日お手元に差し上げております文書でございます。

昨13日、委員長の日本体育大学教授平沼憲治先生から教育長に報告されたものでございます。報告書には、「安全の手引」の作成という点と、体育館等施設整備の改修という2点について記されております。

まず、「安全の手引」の作成につきましては、事務局で作成いたしました「運動部活動の指導マニュアルー中学校運動部活動を安全に行うためにー」の原案に対して、一つ一つの内容や活用等を具体的にご協議いただきました。この手引につきましては、現在、印刷をしようとしているところでございますので、完成をいたしましたところで改めてご説明を差し上げたいと思います。

それから、施設・設備についてでございますが、6点にわたって提言をいただいております。1点目は、温度計・湿度計の設置ということ、2点目は大型送風機の体育館への設置ということ、3点目はWBG T熱中症指標計——温度に湿度を加味して表示するという指標計の配布について、4点目は冷凍庫の設置について、5点目は体育館の屋根の断熱性能の向上について、このようなご提言をいただいたところでございます。6点目はその他でございます、校庭のスプリンクラー、各教室や体育館へのエアコンディショナーの設置、さまざまな施設・設備改修の可能性について述べておられます。

事務局といたしましては、この報告を受けまして、提言の第1点目の温度計・湿度計につきましては、既に全小・中学校に職員室から確認できる無線式のを体育館と校庭に設置をいたしております。また、2点目の大型送風機につきましては全中学校に、3点目のWBG T熱中症指標計につきましては、全小・中学校にそれぞれ設置、配布できるように検討しているところでございます。その他の提言につきましても、中期的あるいは長期的に検討してまいりたいと考えております。

8点目についての報告は以上でございます。

○指導課主幹 9点目でございます。「授業に役立つデジタルコンテンツ作りをめざして」のアンケート分析の報告をいたします。

教育センターでは、去年10月に小・中学校21校、366人の教員から授業でのICT活用状況についてアンケート調査を行いました。それを分析した結果をまとめましたので、ご報告いたします。

アンケートは2種類ございます。授業でのICTの活用調査、それから算数の指導に関する調査の2種類でございます。

6ページをごらんください。アンケートの目的でございますが、授業でのICTの活用状況をまず探りました。7ページをごらんいただくと、一番上の表でございます。授業の中でデジタル教材を利用しますか、「よく利用する」「利用したことがある」は全体で65%ありました。その65%を100%にするのが、国の「IT新改革戦略」、5年以内に100%という目標を立ててございます。よく利用する教員で、何を利用していますかと聞いたところ、インターネット、ビデオ、CD-ROMといったように、準備に時間がかからないものが多く使われているという結果でございました。

8ページの下の方をごらんください。利用しない、利用したことがないという教員の利用しない理由はどうしてですかという複数回答でございますけれども、PCのスキル不足、

デジタル教材が見つからない、サポートしてくれる人がいないというような回答が多かったです。

9 ページが ReKOS-net (デジタル教材) というのが学校ネットワークでは導入されているのですけれども、これを利用したことがありますかという問いに対して、ほとんどの小・中学校の先生、全体で 82%の先生が「利用したことがない」。このデジタル教材については、約 2,000 点から 3,000 点、文科省の教材ですとか、私どもの教育センターがつくった教材があるわけなのですが、これが使われていない現状がございました。

10 ページ、11 ページについては、先生方の指導力を調査いたしました。興味・関心、学習課題をつかませるための ICT の提示ができますかとの質問でございますが、集計結果としては、半数以上の先生方が「あまりできない」「ほとんどできない」というのが現状でございます。

13 ページ、14 ページ、よく利用される先生方は、どの科目でどのような方法で提示をいたしましたかということで、自由記述式に回答を得ました。さまざまな科目で ICT が使われているという話でございます。

17 ページ、算数の指導に関する調査です。この目的でございますが、算数について教材開発するために教員から現状とニーズを探りました。17 ページの下の問いをごらんください。担任する学級に「算数が嫌い」「算数ができない」と思う児童がいますかと聞きましたところ、「いる」とお答えがあった教員が 96%おりました。何人いますかというところでは、右の表のとおりでございます。

どの領域で苦手だと思いますかというのが 18 ページにまとめてございます。結論から申しますと、「数と計算」の領域について高い回答率があったということです。ここでのまとめとしまして、「数と計算」の習熟の度合いが大きく影響しているという結論に達しました。

20 ページ、21 ページをごらんください。算数の苦手な印象を受ける児童にほかに苦手な科目はありますかと聞いたところ、その答えとしては、全体で 79%の先生がほかにあるということです。その科目は何ですかと聞いたところ、1 位が国語でした。

21 ページについては、それでは、算数の苦手な印象を受ける児童に、得意な印象を受ける科目は何ですかと聞いたところ、「はい」の答えでございますけれども、やはり算数が苦手だと国語も苦手、印象とすると、図工、体育が高い比率でありました。ということで、ここでの結論は、国語の学力と算数の学習に大きく関係しているということが言えるかと思えます。

24、25 ページをごらんください。先生が算数の指導の中でいろいろ苦勞されている点について自由に記述していただきました。学年別に、いろいろ苦勞、工夫されている点が述べられております。その中でよく目につくのは、具体物を示すというようなものです。実際に物を見せて説明するというところであります。

27 ページをごらんいただきますと、算数のアンケートのまとめでございますけれども、領域に合わせた具体的な課題を探ることができたと思います。これをもとに学習に生かせるデジタルコンテンツの開発と集積、ビデオのよりよい活用法などの指導事例の紹介などを教育現場に提供していきたいと考えております。

最後になりますけれども、28 ページ、このアンケートの結果における今後の方向性をまとめてみました。

まず1点目、教育センターとして授業に活用できるデジタル教材を整備いたします。それから、教員が望むデジタル教材を ReKOS-net（デジタル教材共有システム）に収録し、利用促進を図る。そのために人員を出向かせて研修をしていこうということで、4月からこの体制をとっております。それから、授業へのサポート体制を充実させ、教育センターを中心に実施する。これにつきましては、技術的な面、人力的な面を整備いたしまして、学校にサポートするという体制をとりました。4点目として、多くの教員が参加できる教材開発研修を行うということで、今後、ますますICTの利活用をしてもらえるような方策をとっていこうということで、報告書としてまとめました。

○社会教育課長 町田市学校開放制度検討委員会設置要綱の一部改正について報告します。

本件は、組織改正にあわせまして、要綱にあります課の名称、委員の職名のみを変更するものです。内容の変更はありません。

続きまして、町田市学校跡地教室利用要綱の一部改正の報告をいたします。

学校跡地教室は、旧忠生第五小学校の開放教室を引き続いて市民に開放している教室です。今回、要綱を点検しました結果、要綱の中に教室の利用に関する事務を町田市シルバー人材センターに委託する規定があり、特定の委託先を要綱に規定するのは適切でないとの判断から、削除するものです。そのほか、名称等文言の整理を行いました。開放教室の貸し出し内容、条件の変更はありません。

○市民大学担当課長 12番、13番、14番についてご報告申し上げます。

まちだ市民大学HATS運営協議会要綱の一部改正について。2008年4月1日付組織改正に伴い、組織名称を変更する必要があるため、一部改正するものです。

内容につきましては、第6条中、「社会教育課」を「生涯学習課」に改めることと、条立てを項立てに改めること、また、その他文言の整理を行います。また、条立てを項立てに改めることにつきましては、総務部総務課の方の指示でそのようにいたしました。

続きまして、まちだ市民大学HATSプログラム会議要綱の一部改正についてでございます。同じように、2008年4月1日付組織改正に伴い、組織名称を変更する必要があるため、一部改正するものです。

内容につきましては、第7条中、「社会教育課」を「生涯学習課」に改めるものです。同時に、条立てを項立てに改め、その他文言の整理を行います。

また、14番目ですが、まちだ市民大学HATS2008年度通年・前期講座募集案内についてでございます。この11日から一般募集しておりますが、その内容につきまして募集案内にまとめましたので、報告するものでございます。

通年講座といたしましては、「多摩丘陵の自然入門」、「まちだの福祉」の2講座でございます。前期講座としましてはここにありますが7講座、前年とほぼ同様な形で実施する予定であります。

○スポーツ課長 15番、町田市スポーツ振興審議会条例について。この条例は、スポーツ振興法第18条第2項に基づく町田市のスポーツ振興に関する審議会を設置するために制定するものでございます。

目的としましては、町田市スポーツ振興計画の策定及びスポーツの振興に関する重要な事項について、市長の諮問に応じ、調査、審議、答申するための審議会を設置することを目的としております。

16番、金森天神山ゲートボール場規則を廃止する規則について。金森天神山ゲートボール場は、市と金森中央スポーツ広場運営委員会が既に協定を結び、金森天神山の運営委員会が管理運営を行っております。このような管理形態であれば、町田市のスポーツ広場利用支援事業実施要綱の適用を受けるスポーツ広場に該当することになり、個別の規則による位置づけは不要であるため、廃止するものでございます。

17番、町田市全国大会等出場者祝金支給要綱の一部改正について。祝金の支給対象を明確にするとともに、支給額を近隣市の金額に近づけるための改正でございます。ちなみに祝金の支給額は、全国大会に出場する団体が30万円から15万円に、個人が5万円から2万円に改めるものでございます。

18番、19番は一緒にやらさせていただきます。鶴間公園運動広場利用要綱の廃止について

と町田市社会体育実技指導員バンク設置要綱の廃止について。これにつきましては、2008年4月の組織改正により、所管が教育委員会から市長部局へ移行し、市長権限の要綱を改めて制定するために廃止するものでございます。

20番と21番、町田市民体育祭実施基準の廃止について、町田市青少年の日スポーツ大会実施基準の廃止について。これにつきましても、市民体育祭及び青少年の日のスポーツ大会は2006年度から教育委員会にかわって体育協会等が主催になったので、廃止するものでございます。

○**図書館長** 22番でございます。町田市立図書館障がい者サービス要綱の一部改正についてご報告をいたします。

まず、改正理由でございますが、京王線沿線7市において相互に図書館を利用できる協定を締結したため、市立図書館の障がい者サービスを受けることができる個人の範囲を拡大するものです。

改正内容ですけれども、まず1番目が、町田市立図書館において障がい者サービスを受けることができる個人の規定に新たに以下の5市に在住する者を加えます。府中市、調布市、日野市、多摩市、稲城市、2番目に、別表のサービスの種類及び対象者と貸し出しできる資料の数及び期間に分け、郵送については削除します。3つ目、その他文言の整理を行います。施行期日は2008年4月1日から施行いたします。

1枚めくっていただいて、2枚目の裏と3枚目に別表第1、第2とありますけれども、こちらがサービスの種類と対象者、それから資料の種別ということでわかりやすくまとめ直したものでございます。旧の別表については、3枚目の裏に記載してございます。

○**博物館副館長** 博物館から4点でございます。

まず、23番は、本町田遺跡復旧事業検討委員会設置要綱の廃止についてです。

改正理由としては、2008年4月1日付組織改正に伴い、当委員会事務局の博物館が教育委員会から市長部局にかわることになったため、廃止するものです。廃止期日は2008年4月1日となります。

次に、24番、「能面・能装束展関連企画ワークショップ・能を楽しもう」報告書についてです。

「大倉集古館収蔵 能面・能装束展」の関連企画として、平成19年度芸術拠点形成事業（ミュージアムタウン構想の推進）の助成を受けました「小中学生のためのワークショップ 能を楽しもう」の報告書でございます。このワークショップは、子どもたちのための

ものが4つ、「装束をつけてみよう!」「謡を謳ってみよう!」「能面をつけてみよう!」「能の音楽を体験してみよう!」、それから、大人向けの企画を2つ、講演会「能と風土ー町田を舞台とした謡曲『横山』ー」、オリエンテーリング「謡曲『横山』の舞台ー小野路を散策しようー」、それぞれにつきまして写真、配布資料、参加者の感想等を集計したものがこの報告書でございます。

次に、25番、「町田・民俗の世界から 民具と生活 小特集・板碑」展の結果報告についてです。

会期は2008年1月5日から2008年3月2日まで、総計で2,035人の入館者を得ました。会館日数は49日間、1日平均の入館者数は41.53人になります。なお、会期中に催し物、講演会以外に、今回初の試みとしてこちらから市内各地に出かけて、町内会館や神社の氏子会館や何かをお借りして講演会をやりました。開催日には雪の多い日などもあったのですけれども、たくさんの方においでいただきました。

26番、「土と炎の芸術ー世界の土器」展開催についてです。

展覧会はもう既に始まっております。会期は3月11日から5月11日までです。内容としましては、土器づくりは、土に火を加えるとより強い別の物質に変わる化学変化の1つ「熱変成」を人類が発明し、利用したもので、文明が大きく前進したことを示す重要な存在です。世界各地の人々の生活と密着した道具であり、その文明・文化を反映した多様な土器がつくられました。現在でも実用器として世界各地でつくられています。本展では、愛知県陶磁資料館の全面的な協力を得て、そのコレクションを中心に世界各地の土器160点を展覧します。また、縄文土器は世界最古の土器と言われますが、町田市はその出土数が非常に多いことで知られています。

また、小学生高学年を対象に歴史学習の入り口として「縄文」にかかわる体験学習「縄文人になろう」を青少年施設のひなた村で毎年4月から5月初旬に行ってきました。この体験学習に連動して本展を開催することによって、広く子どもたちに世界の土器を知ってもらい、広い視野から日本の土器の歴史を学ぶ機会を提供することをもう1つの目的としています。この点につきましては、「縄文人になろう」でひなた村の方に参加される方のうち、7校800名ぐらいが博物館の方に回っていただく予定になっております。

なお、本展に関連しまして、こちらのチラシを3万枚、子ども向けの解説冊子を3,000部、16ページのものでつくっております。冊子については館においでいただいた児童・生徒さんにだけ、チラシは各校にお配りするようになっております。

期間中、講演会、ギャラリー・トークを予定しております。

○**国際版画美術館副館長** 国際版画美術館から、第 27 番目、「浮世絵名品展－没後 150 周年記念 広重とその時代－」開催要項についてでございます。

展覧会名につきましては、「浮世絵名品展－没後 150 周年記念 広重とその時代－」でございます。会期につきましては、3 月 15 日（土曜日）から 4 月 6 日（日曜日）まででございます。開催趣旨につきましては、本年 2008 年は江戸時代末期の人気浮世絵師である歌川広重の没後 150 周年に当たります。当館ではこれを記念して、本展覧会を開催するものがございます。

この展覧会では、「東海道五拾三次」を初めとする風景画や、歌舞伎に題材をとった「忠臣蔵」シリーズなどを通じて広重の画業を振り返るとともに、国貞と国芳の作品をあわせて紹介し、三者それぞれの個性を比較いたします。さらに、彼らの弟子たちの作品を加え、総計約 110 点の版画美術館収蔵の浮世絵版画によって、幕末歌川派の絵師たちが繰り広げた華麗な世界をごらんいただくものがございます。

展覧会の構成としましては、1 「広重『東海道五拾三次』」、2 「その後の広重」、3 「広重のライバル 国貞と国芳」、4 「次世代の絵師たち」でございます。

展示作品点数については以下のとおりです。

また、開催関連催事につきましては、学芸員によるギャラリー・トーク、あわせて「美術館で語り合おう～トーク・フリー・デー」を予定しております。

○**委員長** 以上、27 項目にわたり、大変多岐にわたって報告がございました。

一括して質問その他ございますか。――質問はないということで、以上で報告事項を終わります。

以上で第 12 回定例教育委員会を終了いたします。

午後 4 時 31 分閉会